

森林環境税のあり方について

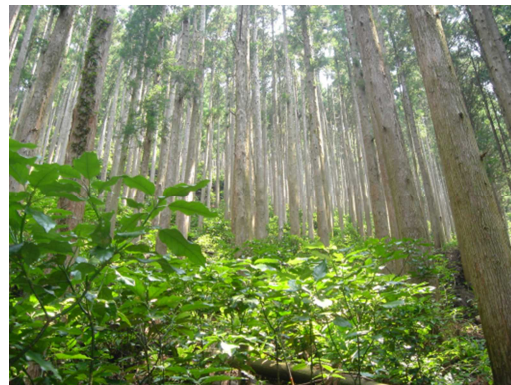
(林業環境政策課)

1 森林環境税の創設について

高知県が平成15年に全国で初めて導入した森林環境税は、「広く薄い負担によって森林の重要性を認識し、県民みんなで森や山を守っていく」ことを目的としています。

過疎・高齢化や木材価格の低迷により手入れがされなくなった森林は荒廃し、その公益的機能の低下が問題となる一方、平成12年の地方分権一括法の施行など地方分権の機運が高まる中で、高知県においては、地方の課題を地方で解決するための自主財源の確保が課題となっていました。

こうした状況を解決するため、森林環境税を創設しました。



2 森林環境税の仕組み

個人・法人の県民税均等割に年500円を上乗せして納めていただき、森林環境の保全の目的に使用するため、県の特定目的基金（高知県森林環境保全基金）に積み立てます。そして、森林環境を保全するための事業の財源として、積み立てた基金を取り崩して充当しています。また、基金の使いみちの妥当性などについて、公開の場で調査・審議を行う「高知県森林環境保全基金運営委員会」を設置し、透明性を確保するとともに、県民の声を反映する仕組みとしています。

森林環境税は、これまで1期5年を課税期間としており、令和5年度から第五期目（21年目）を迎えます。



3 今後の森林環境税のあり方について

森林環境税は、令和4年度で第四期の課税期間である5年間の満了したことから、今後の森林環境税のあり方を検討するため、県民世論調査などを通じて県民の意見を聞いています。

また、令和元年度に導入された国からの森林環境譲与税との用途をすみ分けて、次の5年間も森林環境税を継続することを柱とする「今後の森林環境税のあり方について」を、令和5年3月にとりまとめました。

(1) 第四期（平成30年度～令和4年度）の成果

ア 森林環境の保全を進める事業

- ・ CO₂吸収効果の高い人工林の保育間伐や里山林の整備 約5,300ha
 - ・ 約9,400頭のシカの捕獲により、農林業被害額が減少傾向
 - ・ 希少野生植物の食害防止のため、県内全域で53か所の防鹿柵を設置、モニタリング調査の実施
- ⇒ 森林の公益的機能の維持・増進につながっています。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め、広げる事業

- ・ 森林環境学習に、約5万8千人の児童、生徒などが参加
 - ・ 県民の主体的な森林保全活動等に、約3万人が参加
 - ・ 公共施設をはじめ、約300箇所の施設で木質化等を推進
- ⇒ 県民生活に欠くことのできない森林の働きへの理解と関わりを深め、木に親しみを持つ環境づくりが進んでいます。

※制度創設(H15)以来、森林整備：約2万5千ha、森林環境学習や森林ボランティアへの参加：延べ32万人

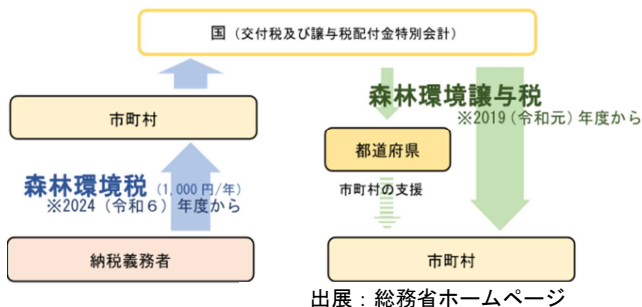
(2) 第五期（継続）に向けての検討

ア 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、これまでの事業の成果により、森林の公益的機能を維持増進することができましたが、県内の民有林人工林の8割以上が木材利用に適した林齢に移行していました。

また、適切な経営管理が行われていない森林の整備に必要な財源を確保する観点から、国において創設された森林環境譲与税が、令和元年度から県と市町村に譲与されており、県の森林環境税との役割分担を考慮して事業を進めていくことが必要になっていました。

【国の森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み】



イ 県民の森林への理解と関わりを深め広げる事業

県民の皆さまが森林の重要性について理解を深め、森林環境の保全に主体的に参加していただくためには、普及啓発や森林環境学習などに継続的に取り組むことが重要です。また、より多くの県民の方々が木の良さを知り、実感していただく機会を増やせるよう、公共的施設等への木材利用や緑化を進めていくことが必要になっていました。

ウ 新たな課題への対応

国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成（2030年）への認識が高まる中で、国においては、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを2020年10月に宣言しており、CO₂の吸収源としての森林の役割への期待が高まってきています。

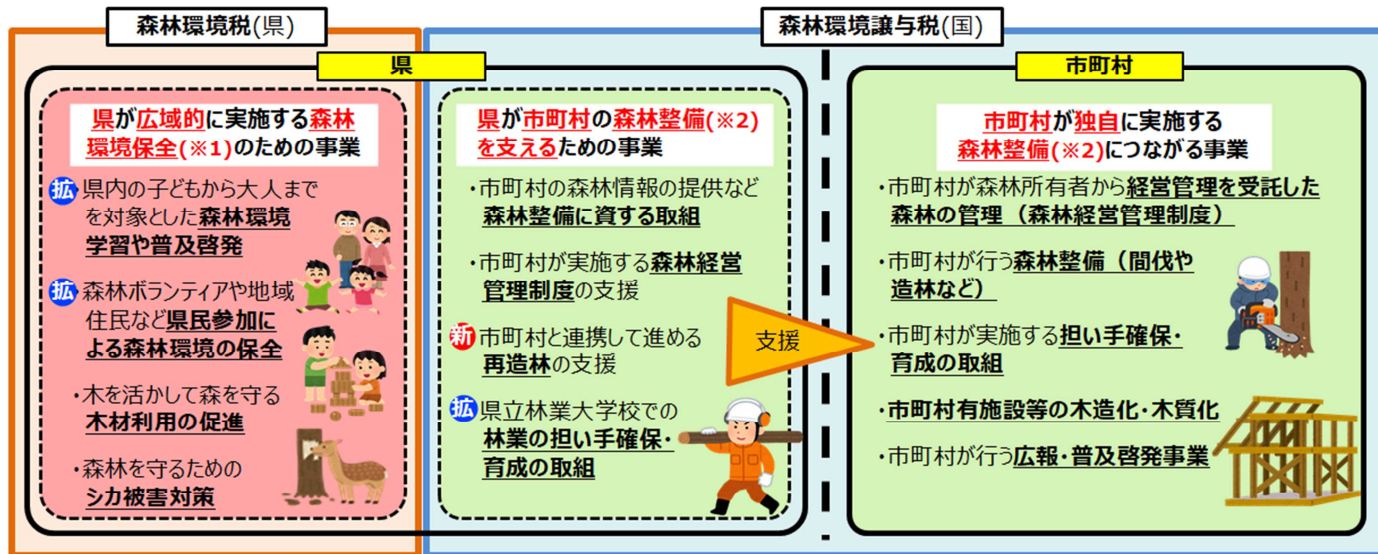
高知県においても2050年のカーボンニュートラルの実現に取り組むことを宣言しており、森林保全や木材利用を通じたカーボンニュートラルの取組に対応していくことが必要になっていました。

(3) 国税と県税とのすみ分け

森林整備については、市町村の森林環境譲与税の活用を念頭に、県の森林環境譲与税ではその取組を支援することとし、県の森林環境税では、個別の市町村では実施が困難な広域的な事業に取り組むこととしました。また、これまで県の森林環境税で実施してきた事業が滞ることがないように継続すること、県と国のそれぞれの税をフル活用して早急に森林保全・整備の取組を進めることとしました。

その中で、県の森林環境税では、継続することで県民の中に根づいてくる森林への理解と関わりを深め、広げていくためのソフト事業を中心に実施することとしました。

【県の森林環境税と国の森林環境譲与税の用途のすみ分け】

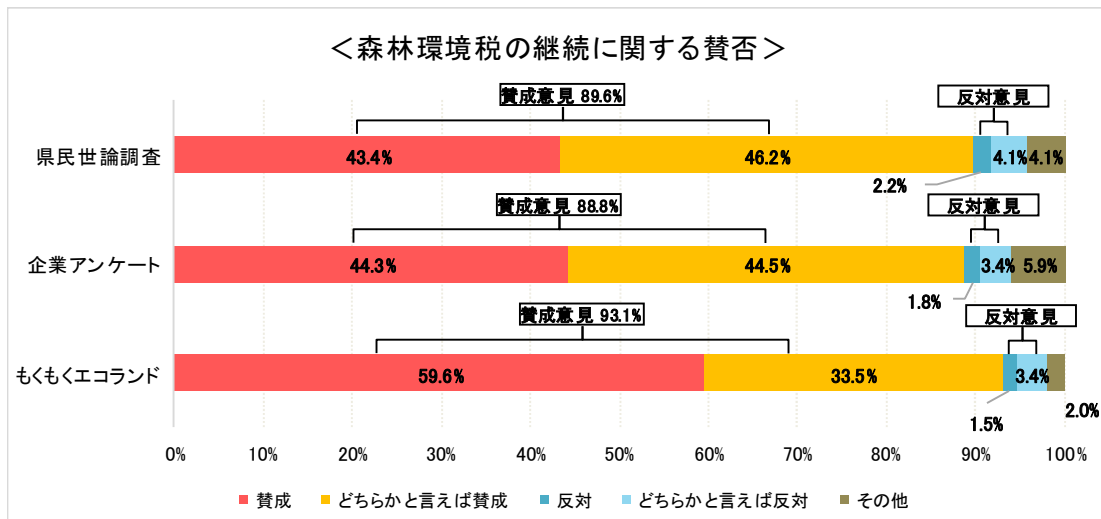


県では、森林環境保全(※1)と森林整備(※2)を次のとおり区分しています。
 (※1)森林環境保全は、森林の有する公益的機能（水源かん養、国土保全など）の低下を予防するための取組を行うこと。
 (※2)森林整備は、森林資源を充実させることを主な目的として行う間伐や植林などの森林施業。

(4) 県民の意見

令和4年度県民世論調査やイベントにおいて、森林の持つ公益的機能や森林環境税についての認知度、森林環境税の継続に対する賛否、森林保全のための今後の取組に対する意見などの調査を行うとともに、県内企業に対してもほぼ同様のアンケート調査を行いました。

その結果、5年間の継続については、県民の約9割（県民世論調査、企業アンケート調査とも）の賛意（賛成+どちらかといえば賛成のご意見の計）をいただきました。



① 県民世論調査(令和4年8月19日～9月13日：アンケート配布数3,000名、回答数1,671名)

② 企業アンケート調査(令和4年8月9日～9月13日：アンケート配布数2,000社、回答数438社)

③ もくもくエコランド2022 第5回森林環境学習フェア(令和4年10月22日、10月23日：アンケート回答数 203名)

(5) 第五期（令和5年度～令和9年度）の方向性

地球温暖化の防止に向けて森林の役割が一層重要となる中で、森林環境保全の取組を先導的に進めていくことが、全国一の森林率を誇り、全国に先駆けて森林環境税を導入した本県のあるべき姿であり、この税を延長していくことが必要と考え、森林環境税を継続することとしました。

(6) 第五期森林環境税が目指すもの

森林率が84%と日本一の高知県の森は、CO₂を大量に吸収し、地球温暖化防止に大きく貢献しています。また、その比率の高さゆえに、人は森と深く関わってきました。

第五期の森林環境税では、こうした事実を積極的に捉えて、高知県の森に触れ、学び、誇りをもって森を守り育み、使う、次の活動を進めていくこととしています。

■ 森と触れあい、学ぶ「こうちの森で人づくり」

- ・ 森林環境学習や森に五感で触れ合うことで、森を楽しむ資質や能力を育成
- ・ ボランティアなど、県民参加による森づくりを推進
- ・ 森が持つ多様な働きを学び、森の価値を知り、それを生み出す活動を促進
- ・ 生徒や学生が森の仕事に携わる人と密に交流し、森の仕事を手近に感じる土壌を形成

■ 森を守り育み、使う「豊かな森づくり」

- ・ 木材利用による街の森づくりなどを進め、地球温暖化の防止に貢献
- ・ シカなどによる食害を抑えて野生動植物との共存を実現

(7) 第五期森林環境税の具体的な使途

ア こうちの森で人づくり事業

- ① 将来を担う子どもたちなどへの森林環境学習
学校現場等での森林環境学習、幅広い世代への木育 など
- ② 県民の森や山に対する主体的な活動
森林保全ボランティアや県民参加による「こうち山の日」活動の支援 など
- ③ 森林環境に対する意識向上のための普及啓発・広報
情報誌の発行・配布、イベント開催、生活の場の緑化、税に関する意見交換会の開催 など

イ 豊かな森づくり事業

- ④ 森林の保全につながる木材利用の促進
建築物の木質化等により街に森をつくる「木の香るまちづくり」、カーボンニュートラル（脱炭素）につながる木材利用 など
- ⑤ 野生動植物との共存
森林環境を守るための害獣防除、希少野生植物の保護 など

【令和5年度森林環境税活用事業予算】

